

Topics

中国税務最新動向

中国税務最新動向

中税諮詢集団 シニアパートナー 宋寧 著
ノベル国際コンサルティング パートナー 高木慎一 監修

☆技術譲渡所得の企業所得税減免に係る関連問題に関する通達（国家税務総局公告 2013年第62号，2013年10月21日発布，2013年11月1日施行）

《国家税務総局による技術譲渡所得の企業所得税減免に係る関連問題に関する通達》（以下「公告」という）についての解説は以下のとおりである。

一、発布の背景

《中華人民共和国企業所得税法》及び同実施条例では、企業は、技術譲渡所得について企業所得税の減免優遇措置を受けることができると規定されている。《国家税務総局による技術譲渡所得の企業所得税減免に係る関連問題に関する通達》（国税函[2009] 212号）において、「技術譲渡収入とは、当事者が技術譲渡契約を履行した後に獲得する代価を指すとされ、設備、器具、部品、原材料等の販売又は譲渡等による非技術性収入を含まず、その収入が、技術譲渡と密接不可分な性質の技術コンサルティング、技術サービス、技術研修等の収入に属するものでない場合、これらを技術譲渡収入に算入してはならない」と規定している。ここでの「密接不可分」について、同通達では具体的な判定基準を設けていないため、執行の場面において解釈が異なる場合があった。そこで、企業所得税の徴収管理向上のために、この問題を具体的に明確化する必要があった。

二、主な内容

（一）適用範囲

《公告》では、技術譲渡収入と取り扱う事のできる技術コンサルティング、技術サービス、技術研修に係る収入を、技術の譲渡人から譲受人に対する技術コンサルティング、技術サービス、技術研修で、技術の譲受人が当該技術を使用し、産業化を実現するために必要な技術コンサルティング、技術サービス、技術研修に係る収入であると規定している。必要な技術コンサルティング、技術サービス、技術研修とは、当該技術を譲受人が使用し、産業化するために、譲渡人が譲受人に提供するものであり、当該技術を使用し、産業化の実現後に提供されるコンサルティング、サービス、研修は、上

述の必要な技術コンサルティング、技術サービス、技術研修とは取り扱わない。また、バージョンアップ型の更新メンテナンスは、新たな技術開発項目として国家知的財産管理部門に別途申請されるものであり、当初譲渡された技術の投入使用との関連性はない。

（二）必要条件

《公告》では、技術譲渡収入と取り扱う事のできる技術コンサルティング、技術サービス、技術研修に係る収入は、以下の条件に符合するものであると規定している。

1. 技術譲渡契約で規定された、当該技術譲渡と関連する技術コンサルティング、技術サービス、技術研修

2. 技術コンサルティング、技術サービス、技術研修に係る収入と当該技術譲渡の対価を同時に取得した場合の当該収入

技術契約登記の関連規定に基づき、技術譲渡と関連する技術コンサルティング、技術サービス、技術研修は、技術譲渡契約において規定された内容でなければならない。すなわち、技術譲渡と関連する技術コンサルティング、技術サービス、技術研修とは、譲渡された技術を使用し、製品販売後のメンテナンス、バージョンアップ等の為に提供される技術コンサルティング、技術サービス、技術研修と技術譲渡契約との混同は許されず、これらは単独で技術契約を締結する必要がある。技術譲渡契約の他に締結された技術コンサルティング、技術サービス、技術研修契約で、既に技術譲渡に必要な技術サービス及び指導事項の範囲を越えているものは、技術開発と緊密な関係はない。これらが仮に税制優遇措置の範囲に含まれる場合、技術開発の奨励、技術譲渡及び国家税収政策の執行に不利な影響を与える。

三、執行時期

本公告は2013年11月1日より執行する。これまで

Topics

に既に行われた企業所得税に関する関連処理については、特段の調整を行わない。《国家税務総局による技術譲渡所得の企業所得税減免に係る関連問題に関する通達》の発布後、内容に対して解釈の相違があることから、地域や企業によって処理方式が異なり、関連年度の企業所得税確定申告も既に行われて

いる。今後新たにこのような事象が起こらないように、また、納税者有利の原則に則り、以前の税収処理については特段の調整を行わなくてよいとされ、公告の施行日は2013年11月1日とされたものである。

☆輸出還付（免税）申告弁法の調整に関する公告（国家税務総局公告 2013年第61号，2013年10月15日発布，2014年1月1日施行）

《国家税務総局による輸出還付（免税）申告弁法の調整に関する公告》（以下「公告」という）についての解説は以下のとおりである。

一、《公告》制定の背景

輸出企業もしくはその他の単位（以下「企業」という）の輸出還付（免税）申告の間違いや疑わしい点を減少せしめ、申告及び審査効率を更に向上させ、もって輸出還付の早期化を行うため、同公告が制定された。

二、《公告》の主な内容

（一）企業の正式な還付（免税）申請の前提条件を明確にした。すなわち、

- ・規定に従い、主管税務管理機関に提出すべき還付（免税）申告証憑及び資料を全て揃えていること、
- ・規定に従い、還付（免税）の予定申告を実施していること、
- ・税務機関の事前申告審査を経て、企業が予定申告した還付（免税）証憑の情報と、還付（免税）証票管理部門の電子情報との照合に間違いがないこと。

（二）税務機関が企業に予定申告の審査結果をフィードバックする際、企業の申告した還付（免税）証憑の情報と、対応する還付（免税）証憑管理部門の電子情報が符合しないもしくは電子情報に間違いがある場合は、事前申告が許可されないことを

明確にした。

（三）本《公告》に従って生産企業が還付（免税）申告を行う際、免除・控除・還付の税額は、免税及び控除申告の税額計算を基礎としてはならないこと、及び、生産企業が本公告に執行前に旧弁法に従って行った申請資料不足もしくは情報不足の輸出貨物役務及びサービスの処理方法を明確にした。

（四）企業の還付（免税）申告締切り日に申請する還付（免税）証憑に関連還付（免税）証憑管理部門の電子情報がない、又は電子情報が一致しないため、予定申告が許可されなかった場合は、還付（免税）申告期限までに主管税務機関に《公告》に規定された資料を送付することができ、この場合、正式な還付（免税）申告時期は申告期限の制限を受けないことを明確にした。その目的は、情報伝達の問題を避け、企業の損失を避けるためである。

（五）《財務部及び国家税務総局による輸出貨物役務の増値税と消費税政策に関する通知》（財稅[2012] 39号）第九条第（四）項に規定された生産企業（すなわち、「先還付、後審査」の企業）には本公告が適用されず、その免税控除還付申告は旧弁法に基づき実施することを明確にした。

三、《公告》の執行時期

2014年1月1日より執行するものとし、企業の還付（免税）申告期日を基準とする。

※本記事は、中国政府、国家税務総局及び地方税務局が発布した法律、政令及び通達に関して、中税諮詢集団（以下、「CTAC」といいます。）が作成・和訳したものを、ノベル国際コンサルティング（以下、「ノベル」といいます。）が監修したものです。概略的な内容を紹介する目的で作成したもので、記事中の見解や意見は著者個人のものであり、内容の正確性及び本記事内容に対する権限ある当局の認容を保証しません。また、CTAC及びノベルは本記事の情報をを用いて行う一切の行為及びそれにより生じたいかなる損害にも何ら責任を負うものではありません。